

障害者の有料道路割引

対象の方は、有料道路割引を受ける前に社会福祉課障害者福祉係、または各支所窓口係で手続きをしてください。

《対象者》 ※以下のいずれかに該当する方

障害者自身が運転する場合	身体障害者手帳を所持する全ての方
障害者以外の方が運転し障害者自身が乗車する場合	第1種の身体障害者手帳または第1種の療育手帳を所持している方

《対象車両》

自家用の「乗用自動車」「貨物自動車」「特殊用途自動車」「二輪自動車(総排気量が125ccを超えるもの)」
※登録できる自動車は、障害者一人につき1台です。
※登録車利用時のみ割引対象です。

《割引額》

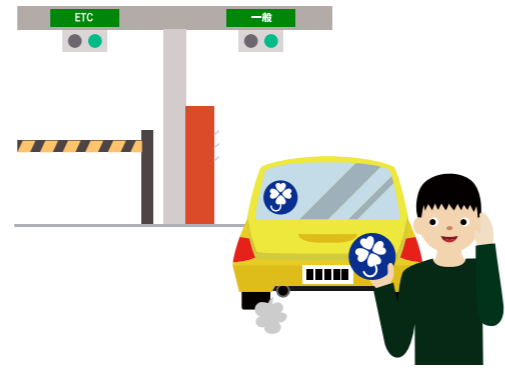
- 通常料金の半額

※ETC時間帯割引・休日割引とは併用できません。

※有効期限の2か月前から更新の手続きができます。

《申請時必要書類等》

- 身体障害者手帳、または療育手帳
- 自動車検査証、または軽自動車届出済証
- 運転免許証
(障害者本人が運転する場合)
- ETCでの割引時には以下も必要です。
 - ETCカード
(原則、障害者本人名義のもの)
 - ETC車載器の管理番号が確認できるもの
(ETCセットアップ申込書・証明書など)



☎ 社会福祉課 障害者福祉係
☎ お太助フォン 42-5615 ☎ 42-2130

広島法務局 重複地番の解消作業を実施します

■ 重複地番

広島県では明治以来、宅地・農耕地等の耕地に1番から順に地番(耕地番)が付けられましたが、山林・原野等の山間地にも同様に1番から順に地番(山地番)が付けられたことで、同一大字(地番区域)内の耕地と山間地に同一の地番が付く重複地番が多数存在しています。

■ 解消作業の実施

インターネットで確認できる登記情報提供制度や、オンライン申請制度を利用するとき、利用者が重複地番の存在を知らずに誤って地番を入力してしまうトラブルが多数発生しています。

そこで、広島法務局では所有者の不動産に関する権利を保全し、取引の安全・円滑を図るため、山地番の地番変更を実施し、重複地番を解消します。

《実施区域》

- 吉田町
多治比、西浦、相合、山部、吉田、国司、常友、常楽寺、中馬、上入江、下入江、長屋、高野

《地番変更方法》

原則、山地番にそれぞれ10000を加算します。
例) 115番 ➡ 10115番

《実施日》

令和4年1月7日(金)

※地番変更を実施した場合には、法務局から登記簿に記録されている所有者の住所(共有の場合は、そのうちの1人の住所)宛に地番変更通知書が送付されます。

☎ 広島法務局 民事行政部 不動産登記部門
☎ 082-228-5755

制度に関するお知らせ

行政情報

新規事業

大腸がん精密検査費用を助成します

《対象者》

本市に住民票をお持ちの方で、下記のいずれかで大腸がん検診を受けた結果、要精密検査と診断され、令和3年度に精密検査を受けた方

- 安芸高田市総合健診
- 安芸高田市人間ドック健診
- 安芸高田市個別医療機関大腸がん検診

※精密検査結果が、検査実施機関から市へ提供されます。

※便潜血検査のみの場合は対象外です。

《助成額》

2,000円

※検診費用が2,000円を超えない場合は費用分のみ

《申請時必要書類等》

- 安芸高田市大腸がん検診精密検査費用助成申請書兼請求書
- 口座番号が確認できるもの
- 精密検査の領収書(写し)

■ 申請書ダウンロード

市ホームページ「大腸がん検診のご案内」

※健康長寿課健康推進係にも用意しています。



☎ 健康長寿課 健康推進係

☎ お太助フォン 42-5619 ☎ 47-1282

生桑郵便局・北郵便局・川根郵便局・来原郵便局 証明書の取り扱いを廃止します

生桑郵便局、北郵便局、川根郵便局、来原郵便局での証明書(住民票、印鑑登録証明書、税証明書)の取り扱いを、令和4年3月31日(木)で廃止します。

※川根郵便局では引き続きキオスク端末を利用した「コンビニ交付」サービスを利用できます(マイナンバーカードが必要です)。

取り扱い廃止後は、「総合窓口課窓口係」「税務課」「各支所窓口係」「コンビニ交付」を利用してください。

☎ 総合窓口課 窓口係

☎ お太助フォン 42-5616 ☎ 42-2130

各支所(連絡先はP5目次下部に記載)

後期高齢者医療制度 交通事故などに遭ったら

交通事故など、第三者(加害者)の行為で病気やけがをした場合は、後期高齢者医療被保険者証で治療を受けることができます。この場合、後期高齢者医療広域連合が医療費を一時的に立て替え、後日加害者に費用を請求します。

※後期高齢者医療制度を使って治療を受けるときには届け出てください。

※医療機関受診時に、第三者の行為による受診であることを伝えてください。

第三者(加害者)から治療費を受け取ったり、示談を済ませると後期高齢者医療保険が使えなくなることがあります。示談の前には必ず保険医療課医療保険年金係に相談してください。

■ 交通事故以外で届け出が必要な場合

- 他人の飼い犬などにかまれてけがをしたとき
- 飲食店等で食中毒になったとき
- 傷害事件でけがをしたとき

☎ 保険医療課 医療保険年金係

☎ お太助フォン 42-5619 ☎ 42-2130

「広報あきたかた」が

もっと手軽に!

デジタルブックを採用

パソコンやスマートフォン、タブレットなどからも広報紙を閲覧できます。

多言語・音声読み上げ機能

専用アプリで閲覧することで、多言語による自動翻訳、音声読み上げ機能を利用することができます。

閲覧の仕方

市ホームページの「トップページ」> 広報・刊行物 > 広報あきたかた」の中に、リンクがありますので、そこからアクセスしてください。右記QRコードを読み込むことでもアクセスできます。

